

下水道の未接続解消に取り組んでいます

下水道への早期接続をお願いします

下水道が使える（供用開始）区域になると、区域内の建物所有者は、次のことが義務付けられています。

- くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造する。
- し尿浄化槽は廃止し、下水道に接続する。
- 生活雑排水を側溝等に流している場合は、速やかに排水設備を設置し、下水道に接続する。

下水道工事は町の指定を受けた排水設備工事店に依頼しましょう

工事を正しく施工するため、必ず「周防大島町排水設備指定工事店」に依頼してください。排水設備工事店については、町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

※町では特定の排水設備工事店を紹介することはありません。

下水道接続工事のトラブル事例

○無許可業者による無断接続

無断接続が発見されると、過去にさかのぼり使用料が請求され、最大5倍の過料が科せられるおそれがあります。

○工事完了後の高額請求

下水道接続工事の契約は、町指定の排水設備工事店と依頼者で行っていただきます。工事後の請求額に関するトラブルを避けるため、施工前に工事内容や費用等をよく確認しましょう。

下水道に異物を流さないでください！

下水道管の詰まりやポンプ施設の故障が多発しています。トイレトーパー以外（ウエットティッシュ、生理用品、紙おむつ、タバコ等）は「詰まり」の原因となるので流さないでください。

下水道接続までの流れ

①工事店決定

町が指定する排水設備工事店の中から依頼する排水設備工事店を決めましょう。

②工事依頼

見積書・設計書を確認し、よく検討しましょう。

③工事開始

工事に関する手続きは、排水設備工事店が代行します。

④工事完了

工事が完了したら、町が検査を行います。※後日「検査済証」を交付します。

⑤下水道の使用開始

検査に合格してから下水道使用料を納めていただくようになります。下水道使用料は、下水道施設を維持していくための費用に充てられます。

町ホームページ
手続きページへ



後期高齢者医療保険料の滞納整理を強化しています

後期高齢者医療制度はみんな で支え合う制度です

後期高齢者医療保険料を滞納すると、地方税と同様に滞納処分（差し押え）ができることになっており、督促後に納付がない場合は、催告（文書・電話・臨戸）を適宜実施します。また、金融機関や職場等への調査の結果、資力を有する
場合の滞納については、やむを得ず、預貯金や不動産等について財産の差し押えを実施します。督促状や催告書などが届いたときは、お早めにご納付ください。

後期高齢者医療保険料（短期被保険者証）を交付することがあります。また、特別徴収（年金から天引きする徴収方法）の方でも、年度の途中で保険料額が増減した場合においては、一時的に普通徴収（納付書または口座振替による徴収方法）に変更されます。

なお、保険料額が確定・変更となった場合には通知書を送付しますが、徴収方法が特別徴収から普通徴収に変更となっていることに気が付かず、納め忘れてしまう事例が多く見受けられますので、ご留意ください。

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎ 0820 (73) 5502

税務課 徴収対策班

☎ 0820 (74) 1031

短期被保険者証の交付および保険料徴収方法の変更について

特別の事由もなく、保険料を滞納したままにしていると、通常より有効期限の短い被保